

(証券コード 8995)
2026年6月1日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

大阪府堺市中区福田46番地

株式会社誠建設工業

代表取締役社長 西 元 敏 之

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第35期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.makoto-gr.com/>

※ウェブサイト右上の「IR情報」、「決算情報」、「2026年3月期」、「招集通知」の順に選択してください。

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）に「誠建設工業」、または証券コードに「8995」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」の順に選択してください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

本総会にご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 開催場所 大阪府堺市中区深井水池町3238
「サンパレス」4階大ホール
（会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げによる雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調を維持しました。一方、物価の上昇の継続に加え、米国の通商政策の不確実性や中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の上昇もあり、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、金利上昇は住宅購買意欲の低下を招き、当社の得意とする戸建住宅市場における一次取得者向けの需要は弱含みの状況となっています。一方で土地の仕入価格の低下は見られず、原材料の価格高騰やエネルギー価格の上昇などから建築コストの高止まりの状況が続いており、市場環境は厳しい状況にあります。

このような環境下、当社グループは「より良い家をより安く提供する」という経営理念の基に、地域に密着し、高品質低価格な建売住宅を主幹事業として事業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は3,130百万円（前連結会計年度比4.4%減）、営業利益は41百万円（同比106.0%増）、経常利益は37百万円（同比141.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25百万円（同比46.0%減）となりました。

当社グループにおけるセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### （戸建分譲住宅事業）

戸建分譲住宅事業におきましては、土地と建物をセットで売る「建売住宅」、当社以外の不動産業者からの「請負住宅」、一般顧客からの「注文住宅・リフォーム」を行っております。中でも建売住宅は良質な土地、品質重視の住宅に流行の建築デザインを施す基本方針で取り組み、お客様の満足度を高める当社グループの中核事業であります。

売上高につきましては、耐震・制震などの付加価値化に注力し、販売促進を行った結果、当連結会計年度の売上高は3,093百万円（同比4.7%減）となりました。

#### (不動産仲介事業)

不動産仲介事業におきましては、連結子会社が営業部門を担当しており、主として親会社である当社分譲住宅の販売仲介業務を展開しております。また、連結子会社各社に建売住宅の販売責任を持たせております。

当社の経営理念である「快適な居住空間の提供をお手伝い」という基本方針に基づき顧客第一主義に徹し、地域に密着した宣伝・販売活動を行った結果、当連結会計年度の売上高は10百万円（前連結会計年度比29.3%増）となりました。

#### (不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、当社グループが所有するオフィスビル、賃貸マンションの賃貸及び管理を行っております。

当連結会計年度の売上高は26百万円（前連結会計年度比26.2%増）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した重要な設備投資はありません。

## 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

当社グループが所属する不動産業界におきましては、同業者間の競争激化が進む中、顧客からは、一層の高品質・低価格が要求されております。

このような環境のもと、現在の当社グループ全体の基盤となる中核業務は、主に第一次取得者に対する分譲住宅の施工、販売業務であり、地元に着した事業展開を行い、地域ナンバーワンを目指す方針であります。

また、団塊世代の退職・少子化の問題に対応するため、一次取得者のみではなく二次取得者並びに富裕層に対する商品を開発・提供することを、重要な課題として取り組みを行っております。

顧客の夢をいかに創造できるか、それを「家」という媒体にいかにつ化できるかは、今後の大きな課題ではありますが、それを実現するのは人材であり、会社の発展のためには人材の採用並びに育成が特に必要であると考えております。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 \ 期 別           | 第 32 期<br>(2022年4月1日から<br>2023年3月31日まで) | 第 33 期<br>(2023年4月1日から<br>2024年3月31日まで) | 第 34 期<br>(2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで) | 第 35 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで) |
|---------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 売上高                 | 3,467,477                               | 3,189,624                               | 3,274,673                               | 3,130,249                                            |
| 経常利益                | 328,627                                 | 192,090                                 | 15,475                                  | 37,355                                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 219,859                                 | 131,013                                 | 46,570                                  | 25,142                                               |
| 1株当たり当期純利益          | 109円29銭                                 | 65円12銭                                  | 23円15銭                                  | 12円50銭                                               |
| 総 資 産               | 5,354,316                               | 6,022,978                               | 6,947,209                               | 6,679,623                                            |
| 純 資 産               | 3,791,124                               | 3,962,953                               | 3,983,860                               | 4,122,602                                            |

## 10. 主要な事業内容

| 事業       | 主要製品        |
|----------|-------------|
| 戸建分譲住宅事業 | 建売住宅及び請負住宅  |
| 不動産仲介事業  | 建売住宅の仲介業    |
| 不動産賃貸事業  | 所有物件の賃貸及び管理 |

## 11. 主要な営業所

### (1) 当社

| 名称    | 所在地      |
|-------|----------|
| 本社    | 堺市中区福田   |
| 住宅展示場 | 堺市堺区向陵東町 |
| //    | 堺市東区草尾   |

### (2) 子会社

(株)誠ホームサービス

| 名称 | 所在地       |
|----|-----------|
| 本社 | 堺市中区深井清水町 |
| 支店 | 堺市東区日置荘北町 |

(株)誠design工房

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 堺市中区福田 |

(株)誠エステート

| 名称 | 所在地      |
|----|----------|
| 本社 | 堺市中区深井北町 |

(株)誠コーポレーション

| 名称 | 所在地      |
|----|----------|
| 本社 | 堺市北区中長尾町 |

## 12. 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------------|-------|--------|
| 26名  | 3名減         | 51.8歳 | 14.5年  |

## 13. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 所 在 地     | 資本金    | 議決権<br>比率 | 主要な事業内容  |
|------------------|-----------|--------|-----------|----------|
|                  |           | 千円     | %         |          |
| (株) 誠 ホーム サービス   | 堺市中区深井清水町 | 30,000 | 100.0     | 不動産仲介事業  |
| (株) 誠 design 工 房 | 堺市中区福田    | 30,000 | 100.0     | 戸建分譲住宅事業 |
| (株) 誠 エ ス テ ー ト  | 堺市中区深井北町  | 30,000 | 100.0     | 不動産賃貸事業  |
| (株) 誠 コーポレーション   | 堺市北区中長尾町  | 12,500 | 100.0     | 不動産仲介事業  |

## 14. 主要な借入先の状況

| 借 入 先               | 借入金残高     |
|---------------------|-----------|
|                     | 千円        |
| (株) 紀 陽 銀 行         | 1,261,186 |
| (株) り そ な 銀 行       | 342,000   |
| (株) 池 田 泉 州 銀 行     | 328,374   |
| (株) 関 西 み ら い 銀 行   | 115,360   |
| (株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 64,510    |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 17,480    |

## Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 7,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,012,000株（うち、自己株式274株）
3. 株主数 1,461名（前期末比553名増）
4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名               | 持 株 数                | 持 株 比 率 |
|---------------------|----------------------|---------|
| (株) 誠 イン ベ ス ト      | 670,800 <sup>株</sup> | 33.34%  |
| (株) 誠 リ サ ー チ       | 160,000              | 7.95    |
| (株) ホ ー ム リ サ ー チ   | 131,800              | 6.55    |
| 小 島 俊 雄             | 120,000              | 5.97    |
| 小 島 一 誠             | 104,000              | 5.17    |
| (株) 不 死 鳥 イン ベ ス ト  | 70,000               | 3.48    |
| 小 島 朝 子             | 48,000               | 2.39    |
| 水 田 真 貴 子           | 40,000               | 1.99    |
| 竹 俊 美               | 40,000               | 1.99    |
| 誠 建 設 工 業 社 員 持 株 会 | 30,400               | 1.51    |

（注）持株比率は、自己株式（274株）を控除して算出しております。

## Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の氏名等

| 氏 名 |   |   |   | 地位及び担当       | 重要な兼職の状況                      |
|-----|---|---|---|--------------|-------------------------------|
| 西   | 元 | 敏 | 之 | 代表取締役社長      | 株)ONE WORLD 取締役<br>坂口建築計画 代表者 |
| 平   | 岩 | 和 | 人 | 取締役経営企画室長    |                               |
| 井   | 上 | 正 | 美 | 取締役管理部長      |                               |
| 古   | 城 | 敏 | 夫 | 取締役          |                               |
| 北   | 村 | 健 | 介 | 取締役（常勤監査等委員） |                               |
| 松   | 本 | 俊 | 昭 | 取締役（監査等委員）   |                               |
| 坂   | 口 | 晃 | 一 | 取締役（監査等委員）   |                               |

- (注) 1. 北村健介、松本俊昭、坂口晃一の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監査機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 北村健介、松本俊昭、坂口晃一の3氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 北村健介氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 松本俊昭氏は、会計事務所における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 坂口晃一氏は、建築設計事務所の長年の経営経験があり、豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役 北村健介、松本俊昭、坂口晃一の3氏との間で、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## 2. 取締役の報酬等の額

|                            | 報酬等の総額<br>(千円)   | 報酬等の種類別の総額(千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|------------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                  | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 18,360<br>(—)    | 18,360<br>(—)    | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 4<br>(—)              |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 8,160<br>(8,160) | 8,160<br>(8,160) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 当事業年度末の取締役(監査等委員を除く)は4名、取締役(監査等委員)は3名であります。
2. 取締役(監査等委員を除く)並びに監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第29期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)分は年額8,000万円以内、監査等委員である取締役分は年額3,000万円以内であります。決議時点で取締役(監査等委員を除く)は4名、監査等委員である取締役は3名であります。

## 3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

### (当該方針の決定の方法)

協議のうえ、取締役会で決議いたしました。

### (当該方針の内容の概要)

取締役(監査等委員を除く)の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定いたします。

### (当該事業年度に係る取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当該事業年度に係る取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬については、代表取締役社長が取締役会に提案し、同業他社水準や該当方針を勘案して適切であると、取締役会は判断し決定いたしました。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1)重要な兼職先である法人等との関係

社外取締役（監査等委員）松本俊昭氏は、㈱ONE WORLDの取締役を、社外取締役（監査等委員）坂口晃一氏は、坂口建築設計の代表者を兼務しております。

なお、当社との間には特別の関係はありません。

##### (2)当事業年度における主な活動状況

| 区 分            | 氏 名   | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                    |
|----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 北村 健介 | 当期に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会6回全てに出席し、金融機関での豊富な経験と知見を背景として、審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。           |
| 取締役<br>(監査等委員) | 松本 俊昭 | 当期に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会6回全てに出席し、主に会計事務所で培われた知識・経験を背景として、審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。        |
| 取締役<br>(監査等委員) | 坂口 晃一 | 当期に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査等委員会6回全てに出席し、建築設計事務所の経営を通じて豊富な経験と幅広い専門性を生かし、審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。 |

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

12,500千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

12,500千円

(注) 1. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障が生じた場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に係る議案を決定し、取締役会は、これを株主総会に付議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 当社企業グループの取締役及び従業員の職務執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループは、企業が永続的に存続及び発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、当社企業グループの役員及び従業員が法令を遵守して、社会の構成員として求められる倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

コンプライアンスについては、当社のコンプライアンス規程に基づき、経営企画室に相談・通報体制を設けており、指導については当社企業グループの役員、従業員に研修を通じて行います。別途、社長を委員長、各部門長を委員として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、役員、従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう研修を行います。

当社は、社長直轄の内部監査を定期に実施しており、当社企業グループの各部門の業務実態を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、会社の組織・諸規程が適正・妥当であるかを調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び監査等委員会に報告しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、それを評価並びに是正する体制を構築します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。

当該資料については、取締役は常時閲覧することができるものとします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループは、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限に抑えるべく組織的な対応を行っております。現状は定期の会議において、当社企業グループのリスク管理に関する意見交換を行い、事前に適切な対応策を準備することに努めております。

リスク管理全体を統括する組織として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、有事においては、社長を本部長として「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会の機能の効率化を向上させるため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、中長期の経営計画の立案、事業環境の変化への対応等、担当役員が計画・施策等を立案し、取締役会開催日まで常勤の取締役間において、協議して議案の精度を高めております。

また、取締役会の決定事項、方針等を従業員に周知徹底するため、社長及び各部門長が出席する業務推進会議を毎月開催しております。

#### **(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社企業グループ（当社・子会社）においては、経営企画室及び監査等委員が定期的に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。なお、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議等により適切な経営管理を行っております。

#### **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員について**

監査等委員会の職務を補助すべき従業員については、必要に応じて、監査スタッフを置くこととし、その人選については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換をすることとしております。

当該従業員の人事考課、異動などの決定には監査等委員会の事前の了解を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立してその職務にあたるものとします。

#### **(7) 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社企業グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査等委員会に報告することとしております。

監査等委員会への報告を行った通報者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止するものとします。

また、常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または担当部門長にその説明を求めることとしております。

監査等委員会の職務執行により生じる費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、請求により会社は速やかに支払うものとします。

なお、監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行うなど連携を図っております。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は当事業年度にコンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催しております。同委員会は、社長を委員長とし各部門長を委員として構成するとともに、常勤監査等委員も出席しております。委員会では、コンプライアンスの問題及びリスクの問題に関する調査、対応方法の検討及び決定、対応後の進捗管理を行っております。当事業年度においては、コンプライアンス及びリスクには、問題点はありません。

通報体制については、コンプライアンス規程に基づき経営企画室に相談・通報体制を設けており、その運用状況をコンプライアンス・リスク管理委員会並びに取締役会に報告しております。当事業年度においては、通報実績はありません。

内部監査においては、当事業年度において事業所14回、子会社8回の監査を監査等委員と協調して実施しております。監査結果は、代表取締役へ報告するとともにコンプライアンス・リスク管理委員会へも報告しております。当事業年度においては、開示すべき重要な不備はありませんでした。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり25円としております。

内部留保金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化及び将来の事業展開に充当する予定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,097,085	流 動 負 債	1,713,159
現金及び預金	902,505	支払手形・工事未払金	231,951
完成工事未収入金	38	短期借入金	160,000
販売用不動産	1,629,203	1年内返済予定の長期借入金	1,258,773
仕掛販売用不動産	2,441,962	未払法人税等	6,239
未成工事支出金	24,876	賞与引当金	2,717
その他	98,498	その他	53,478
固 定 資 産	1,582,537	固 定 負 債	843,861
有形固定資産	832,522	長期借入金	710,137
建物及び構築物	87,577	繰延税金負債	133,724
土地	741,782	負 債 合 計	2,557,020
その他	3,163	純 資 産 の 部	
無形固定資産	127	株 主 資 本	3,752,845
電話加入権	127	資本金	578,800
投資その他の資産	749,886	資本剰余金	317,760
投資有価証券	719,423	利益剰余金	2,856,485
繰延税金資産	3,721	自己株式	△200
その他	26,741	その他の包括利益累計額	369,757
		その他有価証券評価差額金	369,757
資 産 合 計	6,679,623	純 資 産 合 計	4,122,602
		負債及び純資産合計	6,679,623

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,130,249
売 上 原 価		2,687,350
売 上 総 利 益		442,899
販売費及び一般管理費		401,267
営 業 利 益		41,631
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	17,894	
雑 収 入	8,164	26,059
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,335	30,335
経 常 利 益		37,355
税金等調整前当期純利益		37,355
法人税、住民税及び事業税	15,947	
法 人 税 等 調 整 額	△3,735	12,212
当 期 純 利 益		25,142
親会社株主に帰属する当期純利益		25,142

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	578,800	317,760	2,881,636	△167	3,778,028
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,293		△50,293
親会社株主に帰属する当期純利益			25,142		25,142
自 己 株 式 の 取 得				△32	△32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△25,150	△32	△25,183
当 期 末 残 高	578,800	317,760	2,856,485	△200	3,752,845

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	205,831	205,831	3,983,860
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△50,293
親会社株主に帰属する当期純利益		—	25,142
自 己 株 式 の 取 得		—	△32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	163,925	163,925	163,925
当 期 変 動 額 合 計	163,925	163,925	138,742
当 期 末 残 高	369,757	369,757	4,122,602

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

株式会社誠ホームサービス

株式会社誠design工房

株式会社誠エステート

株式会社誠コーポレーション

(2) 非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 棚卸資産

販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

建売住宅事業は、建売住宅の建築及び販売を行っており、建売住宅の販売は、顧客に建売住宅を引き渡した時点で収益を認識しております。

請負住宅事業は、顧客との請負工事契約に基づき戸建住宅及び注文住宅の建築・リフォームを行っております。当社における顧客との請負工事契約は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約に該当するため、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

不動産仲介事業は、主として建売住宅の販売仲介業務を行っており、顧客に建売住宅を引渡した時点で収益を認識しております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年間で均等償却しております。

II. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、建売住宅事業、請負住宅事業、不動産仲介事業及び不動産賃貸事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、建売住宅、請負工事、不動産仲介及び不動産賃貸であります。

また、顧客との契約から生じる収益は、建売住宅事業 3,053,771千円、請負住宅事業39,505千円及び不動産仲介事業10,883千円、その他の収益は不動産賃貸事業26,088千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	69
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	38
契約負債（期首残高）	16,650
契約負債（期末残高）	35,300

契約負債は主に、戸建分譲住宅事業において、不動産売買契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は16,650千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,721千円

繰延税金負債 133,724千円

同一の納税主体に係る繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

2. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収が見込めないと考える場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

3. 当連結会計年度の連結計算書類に計算した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、一定の仮定に基づく将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。

4. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 399,115千円

2. 担保提供資産及び対応債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

販 売 用 不 動 産	487,505千円
仕 掛 販 売 用 不 動 産	574,130千円
土 地	368,326千円
建 物 及 び 構 築 物	28,440千円
計	1,458,403千円

(2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	160,000千円
1年内返済予定の長期借入金	615,344千円
長 期 借 入 金	320,816千円
計	1,096,160千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金及び土地仕入代金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のとおりです。

当 座 貸 越 極 度 額	985,000千円
借 入 実 行 金 額	180,000千円
差引額	805,000千円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 35,300千円

V. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「Ⅱ(1) 収益の分解」に記載しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	2,012,000株	—	—	2,012,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	50,293千円	25円	2025年 3月31日	2025年 6月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月21日 取締役会	普通株式	50,293千円	25円	2026年 3月31日	2026年 6月26日

VII. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として預金等に限定しております。資金調達については、銀行等からの借入による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は主として当座預金及び定期預金であります。営業債権である完成工事未収入金は、建築請負工事に係る債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信限度管理規程に従い期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、時価については取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。

資金調達につきましては、担当部門が適時に資金計画を作成、更新するとともに、適正な手許流動性を確保することなどにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。借入金は変動金利の場合には金利の変動リスクに晒されることとなりますが、金利の変動リスクに対してはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用する場合があります。なお、期末日現在において契約残高はありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	719,423	719,423	—
資産計	719,423	719,423	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,968,910	1,948,782	△20,127
負債計	1,968,910	1,948,782	△20,127

(注)「現金及び預金」「完成工事未収入金」「支払手形・工事未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	680,465	—	—	680,465
投資信託	38,958	—	—	38,958
資産計	719,423	—	—	719,423

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	1,948,782	—	1,948,782

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府堺市において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用集合住宅（土地を含む。）の賃貸等不動産を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

		当連結会計年度
		（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
連結貸借対照表計上額	期首残高	491,746
	期中増減額	△1,688
	期末残高	490,058
期末時価		564,637

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額は、減価償却による減少額であります。

3. 期末の時価につきましては、固定資産税評価額を合理的に調整した価額であります。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,049円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円50銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,982,725	流 動 負 債	1,706,080
現金及び預金	784,687	支払手形	96,923
完成工事未収入金	38	工事未払金	132,735
販売用不動産	1,632,420	短期借入金	160,000
仕掛販売用不動産	2,448,496	1年内返済予定の長期借入金	1,258,773
未成工事支出金	24,919	契約負債	35,000
前渡金	42,783	未払法人税等	4,433
その他	49,378	預り金	2,165
		賞与引当金	2,717
		その他	13,332
固 定 資 産	1,646,747	固 定 負 債	1,243,760
有 形 固 定 資 産	730,212	長期借入金	1,110,137
建物	87,330	繰延税金負債	133,623
構築物	0	負 債 合 計	2,949,840
機械及び装置	0	純 資 産 の 部	
車両運搬具	57	株 主 資 本	3,309,874
工具、器具及び備品	984	資本金	578,800
土地	641,839	資本剰余金	317,760
無 形 固 定 資 産	127	資本準備金	317,760
電話加入権	127	利益剰余金	2,413,514
投資その他の資産	916,407	利益準備金	12,000
投資有価証券	719,423	その他利剰余金	2,401,514
関係会社株式	133,873	繰越利益剰余金	2,401,514
その他	63,111	自己株式	△200
		評価・換算差額等	369,757
		その他有価証券評価差額金	369,757
資 産 合 計	6,629,472	純 資 産 合 計	3,679,631
		負債及び純資産合計	6,629,472

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,118,189
売 上 原 価		2,685,696
売 上 総 利 益		432,492
販売費及び一般管理費		393,987
営 業 利 益		38,505
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	18,052	
雑 収 入	5,512	23,565
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,335	36,335
経 常 利 益		25,735
税引前当期純利益		25,735
法人税、住民税及び事業税	8,727	
法 人 税 等 調 整 額	△1,364	7,363
当 期 純 利 益		18,372

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主 資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	578,800	317,760	317,760	12,000	2,433,436	2,445,436	△167	3,341,828
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△50,293	△50,293		△50,293
当 期 純 利 益					18,372	18,372		18,372
自己株式の取得							△32	△32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△31,921	△31,921	△32	△31,954
当 期 末 残 高	578,800	317,760	317,760	12,000	2,401,514	2,413,514	△200	3,309,874

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	205,831	205,831	3,547,660
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△50,293
当 期 純 利 益			18,372
自己株式の取得			△32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	163,925	163,925	163,925
当 期 変 動 額 合 計	163,925	163,925	131,971
当 期 末 残 高	369,757	369,757	3,679,631

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

建売住宅事業は、建売住宅の建築及び販売を行っており、建売住宅の販売は、顧客に建売住宅を引き渡した時点で収益を認識しております。

請負住宅事業は、顧客との請負工事契約に基づき戸建住宅及び注文住宅の建築・リフォームを行っております。当社における顧客との請負工事契約は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約に該当するため、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

II. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「II 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 133,623千円

繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

2. 識別した項目に係る重要な会社上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「III 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産」に記載した内容と同一であります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 344,842千円

2. 担保提供資産及び対応債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

販 売 用 不 動 産	487,505千円
仕 掛 販 売 用 不 動 産	574,130千円
土 地	368,326千円
建 物	28,440千円
計	1,458,403千円

(2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	160,000千円
1年内返済予定の長期借入金	615,344千円
長 期 借 入 金	320,816千円
計	1,096,160千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金及び土地仕入代金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のとおりです。

当 座 貸 越 極 度 額	985,000千円
借 入 実 行 金 額	180,000千円
差引額	805,000千円

4. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	2,083千円
長期金銭債権	43,240千円
長期金銭債務	400,000千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	7,036千円
仕入高	53,251千円
販売費及び一般管理費	87,244千円
営業取引以外の取引高	6,227千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	274株
--------------------	------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,179千円
賞与引当金	856千円
投資有価証券評価損	20,009千円
その他	5,352千円
繰延税金資産小計	27,398千円
評価性引当額	△18,504千円
繰延税金資産合計	8,893千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	142,516千円
繰延税金負債合計	142,516千円

繰延税金負債の純額	133,623千円
-----------	-----------

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引高は、次のとおりであります。

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	㈱誠design工房	所有 直接 100%	当社販売住宅 の建築請負	請負工事 (注) 1	48,264	前渡金	2,083
	㈱誠エステート		—	利息の支払 (注) 2	1,500	長期借入金	100,000
	㈱誠ホームサービス		—	利息の受取 (注) 2	227	長期貸付金	43,240
	㈱誠コーポレーション		当社販売 住宅の仲介	利息の支払 (注) 2	2,400	長期借入金	160,000
			当社販売 住宅の仲介	利息の支払 (注) 2	2,100	長期借入金	140,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 工事請負金額については、当社と㈱誠design工房間で締結しております工事請負契約に基づき決定しております。

2. 資金の貸付及び借入は、グループ内資金の有効活用を目的としたものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。

IX. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,829円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9円13銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 誠建設工業
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	花枝 幹雄
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	刈野 貴志
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社誠建設工業の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社誠建設工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 誠建設工業
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	花枝 幹雄
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	刈野 貴志
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社誠建設工業の2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社誠建設工業 監査等委員会

常勤監査等委員 北村 健介 ㊞

監査等委員 坂口 晃一 ㊞

監査等委員 松本 俊昭 ㊞

(注) 監査等委員 北村健介、坂口晃一及び松本俊昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 株 式 数
1	にしもと としゆき 西元 敏之 (1978年 9月14日生)	1997年4月 丸石工業㈱入社 2001年12月 当社入社 2020年4月 ㈱誠design工房（子会社）へ転籍 2022年4月 同社建築部建築課長 2024年4月 当社へ転籍 建築部建築部長 2025年2月 当社取締役建築部長 2025年6月 当社代表取締役社長（現） ㈱誠design工房代表取締役（現） ㈱誠エステート代表取締役（現） ㈱誠ホームサービス代表取締役（現） ㈱誠コーポレーション取締役（現） [取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役社長の任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な知識を有しております。2025年2月から1年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	1,000株

2	ひらいわ かずと 平岩 和人 (1953年 10月18日生)	1976年3月 (株)幸福相互銀行（現(株)関西みらい銀行）入行 2006年6月 当社出向 2007年4月 当社経営企画室長 2008年12月 (株)関西アーバン銀行（現(株)関西みらい銀行）退職 2009年1月 当社入社 2015年6月 当社取締役経営企画室長 2024年6月 当社代表取締役社長 (株)誠design工房代表取締役 (株)誠エステート代表取締役 (株)誠ホームサービス代表取締役 2025年6月 当社取締役経営企画室長（現）	600株
		[取締役候補者とした理由] 同氏は、経営企画室室長としての任務を通じて、当社の事業活動に関して豊富な知識を有しております。2015年6月から11年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 株 式 数
3	井上 正美 いのうえ まさみ (1972年 9月11日生)	1992年4月 (株)中部コーポレーション入社 2003年1月 当社入社 2016年4月 当社管理部管理課長 2024年10月 当社管理部管理部長(現) 2025年2月 当社取締役(現) [取締役候補者とした理由] 同氏は、管理部門で豊富な経験と知識を有しております。2025年2月から1年間当社取締役として職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	一株
4	古城 敏夫 こじょう としお (1955年 4月24日生)	1974年3月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2004年5月 (株)誠ホームサービス入社 2004年8月 (株)誠ホームサービス初芝支店長(現) 2019年6月 当社取締役(現) [取締役候補者とした理由] 同氏は、金融機関及び不動産会社での勤務を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しています。2019年6月から7年間当社取締役として、職務を適切に遂行していることから、当社取締役に適任であると判断し、引続き取締役候補者とするものであります。	一株

- 注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. (株)誠ホームサービスは、当社の連結子会社であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関してはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 株 式 数
1	きたむら けんすけ 北村 健介 (1955年 3月18日生)	1977年4月 (株)幸福相互銀行（現関西みらい銀行） 入行 2005年4月 (株)関西クレジット・サービスへ出向 2014年6月 (株)関西クレジット・サービス監査役 2019年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現） [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割] 同氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を 背景に、2019年6月より社外監査役として大局的な 見地から監査を行っており、業務執行に対する独立 した立場から監査等委員としての役割・責務を果た すために適切な人材であると判断し、監査等委員で ある社外取締役候補者とするものであります。なお、 同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役で あり、監査等委員である社外取締役としての在任期 間は本定時株主総会終結の時をもって6年となりま す。 同氏が監査等委員である社外取締役に再任された 場合に果たすことが期待される役割は、少数株主を 含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁 する立場にある者として、業務執行者から独立した 客観的な立場で、会社経営の監督を行うことであり ます。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 株 式 数
2	まつもと としあき 松本 俊昭 (1960年 10月24日生)	1981年4月 イオリ建築設計事務所入所 1986年3月 北口正文税理士事務所入所 2004年3月 NPO法法人 ONE WORLD for children事 務局長 2004年7月 (株)WORLD ONE (現(株)ONE WORLD) 代表取 締役 2006年6月 当社監査役 2007年8月 (株)WORLD ONE (現(株)ONE WORLD) 取締役 (現) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現) (重要な兼職の状況) (株)ONE WORLD 取締役 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割] 同氏は、会計事務所で培われた知識・経験を背景に、2006年6月より社外監査役として大局的な見地から監査を行っており、業務執行に対する独立した立場から監査等委員である社外取締役としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。 同氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合に果たすことが期待される役割は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行うことであります。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社 株 式 数
3	さかぐち こういち 坂口 晃一 (1971年 4月27日生)	1996年4月 出江建築事務所(株)入社 2001年4月 坂口建築計画を設立代表者(現) 2007年7月 (株)NABESHO一級建築士事務所 管理建築士(現) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現) (重要な兼職の状況) 坂口建築計画 代表者 [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、建築設計事務所の経営を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しています。その専門性を生かし、業務執行に対する独立した立場から監査等委員である社外取締役としての役割・責務を果たすために適切な人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。 同氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合に果たすことが期待される役割は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行うことであります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 北村健介、松本俊昭、坂口晃一の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 北村健介、松本俊昭、坂口晃一の3氏との間で、定款規定により会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は北村健介、松本俊昭、坂口晃一の3氏を東京証券取引所規則に求める独立役員として届けております。3氏の選任が承認された場合は、当社は引続き3氏を独立役員とする予定であります。

以 上

[illegible]

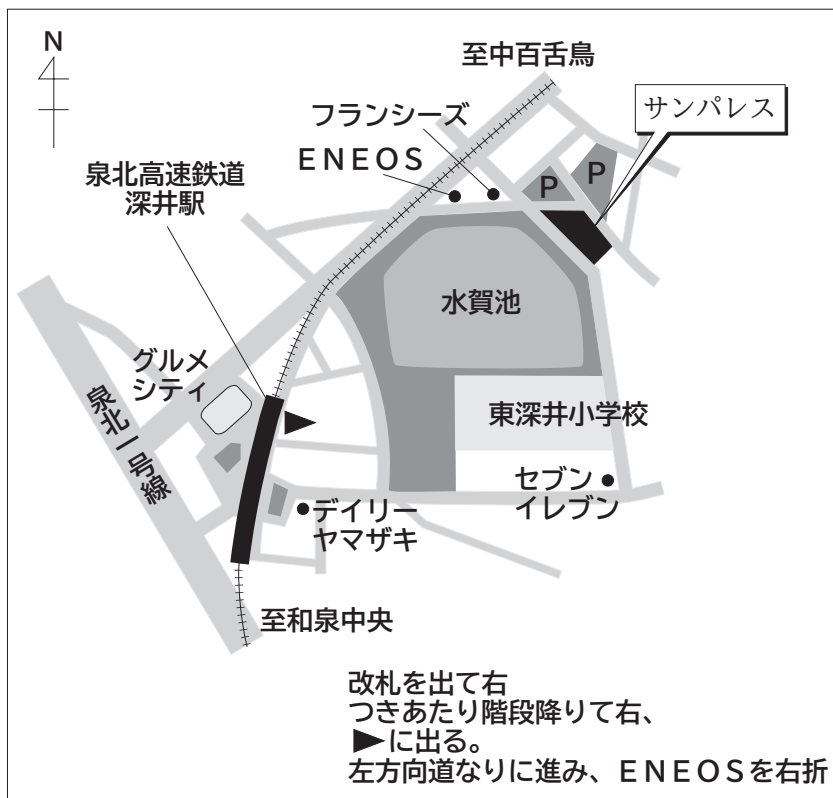
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府堺市中区深井水池町3238
「サンパレス」4階大ホール
電話 072-278-2211



<交通のご案内>

◆ 泉北高速鉄道深井駅より徒歩5分